

## 変化の会計(Accounting for change ):金融混乱の中における透明性 (銀行の 2007 年年次報告書の調査)

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)では、グローバル・バンク 22 行<sup>(注)</sup>の 2007 年末財務諸表を対象として、サブプライム問題で問題となった公正価値測定、ストラクチャードファイナンス業務、リスク管理の 3 点に関する開示に焦点をあてた調査レポートを作成しました。以下では、その序文とエグゼクティブサマリーを紹介します。

(注) Bank of America, Bank of china, Barclays, BBVA, BNP Paribas, Citigroup, Commonwealth Bank of Australia, Credit Suisse, Danske Bank, DBS, Deutsche Bank, Dresdner Bank, HSBC, ING, JPMorgan Chase & Co, Lloyds TSB, Nordea, Rabobank, The Royal Bank of Scotland, Societe Generale, Standard Bank and UBS

### 序文

2005 年の欧州における国際財務報告基準(IFRS)適用開始は現代の財務報告に大きな衝撃を与えました。PwC では、2006 年調査「変革に対応する会計:銀行の 2005 年度年次報告書の調査報告書」において、IFRS 適用開始が銀行による経営成果の報告方法に及ぼした変化の程度を概説しました。その後、金融市場でさまざまな事象が生じたために「銀行による報告書」は厳しく精査されてきました。

メディア、株主、アナリストは、会計基準適用をめぐる透明性と一貫性に関して詳細な説明を求め続けてきました。評価の方法論、観察不能なパラメーターの使用、ストラクチャードファイナンス業務に対する関与、銀行の財務リスク管理戦略の開示と市場による理解、のすべてに強い関心が集中しました。

過去 1 年間の信用市場の混乱により、現行の会計ならびに開示の枠組みの有効性に対し、多くの疑問が提起されました。これに対して、PwC では、現行の報告手法がこの難しい環境下で財務報告の一貫性と透明性の維持について、どの程度有効性を発揮したかを明らかにする目的で調査を実施しました。

今回の調査は、規模、オペレーションの多様性、地理的広がり異なるグローバル・バンク 22 行の財務諸表を対象としています。これらの対象先には、SEC 登録企業と非登録企業双方があるほか、米国会計基準(US GAAP)による財務諸表作成者も一部含まれています。調査では、市場混乱の直接的影響を最も強く受けたと考えられる以下の分野に焦点を当てました。

- ・ 公正価値測定と開示
- ・ ストラクチャードファイナンス業務に関する開示
- ・ リスク管理に関する開示

## エクゼクティブサマリー

PwC の 2005 年調査では、IFRS 適用開始が 20 行の銀行の財務報告に与える影響に関し詳細に分析しました。今回の調査は、公正価値 (fair value)、ストラクチャードファイナンス、リスク管理の 3 分野に関する開示に的を絞り前回対象であった銀行の財務諸表の 2007 年度版を分析しました。前回調査以降に 2 つの会計基準「SFAS 第 157 号 公正価値測定」と「IFRS 第 7 号 金融商品：開示」が適用開始となったことと、最近の市場混乱の結果として投資家と監督当局がこの分野の開示に向ける目が厳格になったことから、公正価値とリスク管理の開示は、特に興味深い分野となっています。

今回の混乱を契機として、ストラクチャードファイナンス業務の開示は不十分ではないかという疑問が生じました。短期金融市場のタイト化により、多くのオフバランスのコンデュイットとストラクチャード投資ビークルは法的な管理の下に置かれたか、それを組成した銀行の救済パッケージに組み込まれました。この種のオフバランスビークルに組み込まれ、ファイナンスされた複雑なストラクチャー商品の評価損が数十億ドル規模で銀行業界全体をおそったことによって、監督当局はオンバランス/オフバランスに関わりなくストラクチャードファイナンスの評価や開示に改めて関心を抱くこととなりました。

その結果として、2007 年 10 月に G7 蔵相・中央銀行総裁会議は金融安定化フォーラム (FSF) に対し、今回の混乱発生の原因となった要因と弱点を分析し、市場と金融機関の将来に向けた強化策の立案を要請しました。FSF は 2008 年 4 月公表の報告書「市場と制度にかかる強化策」の中で、国際会計基準審議会 (IASB) はオフバランスビークルの会計ならびに開示基準を改善し、評価方法と評価にともなう不確定要因に関するガイダンスと開示を改善するよう勧告しました。

今回の調査対象 22 銀行は、IFRS と US GAAP の両基準に則って財務報告 (2007 年) を行っています。調査取りまとめに際しては、問題分野を特定し、開示の「ベストプラクティス」の実例を取り出して示すことにより、市場参加者の銀行の当該分野における活動に対する理解を深めるような情報とは何かを検討することに、焦点を絞りました。調査対象銀行により、開示要求を規定する監督機関が異なることもあるので、本稿で紹介したすべての実例がそのまますべての銀行に当てはまるわけではない点には留意がいとを考えています。

## 公正価値

最近発生した諸事件の影響で財務報告上の測定基準としての公正価値の利点に関する議論が白熱しています。反対論者の議論は、市場が流動性と安定性を失った現在において、公正価値による測定は主観的となり検証困難であり、損益計算書に意図せぬ変動をもたらし、流動性危機に油を注ぐことになるというものです。すなわち、銀行資産が下落した市場価格までの評価減を強い

られ、評価損により資本の余力が減少し、その結果それ以外の資産も「投売り」し、さらなる評価損の可能性が発生するかもしれないということです。

それに対し「公正価値」の支持者は、「公正価値」は利用可能な基準のなかで最も透明性が高く、理解しやすく、意味がある測定基準であると指摘しています。彼らはさらに、今回の混乱発生以来、多くの銀行が報告した公正価値測定による数十億ドルに上る評価損は、現在の市場の経済実態を反映したものであると主張しています。さらに、かかる状況を生み出した主たる原因は、会計の方法論ではなく、節度を欠いた引受慣行と市場規律の欠如にほかならないとも指摘しています。

2005 年調査において、公正価値会計に関する開示の性格と範囲に大きなばらつきが見られたこと、適用された評価技法と評価モデルの重要インプットの変化に対する推定値の感応度に透明性を欠いていることが明らかになりました。それ以降、IFRS 第 7 号と SFAS 第 157 号の適用開始もあり、市場混乱の影響もあり、公正価値に関する議論が勢いを盛り返し、程度にばらつきはあるものの、公正価値開示の性質と範囲にはプラスの影響が現われてきました。

公正価値の適用は全体的に増加し、その開示内容にも改善が見受けられた。この現象は市場混乱による影響の大きく、重要だが観測不能なパラメーターを用いた評価に関して銀行が議論している分野で特に顕著でした。信用リスク、流動性リスクの開示と、これら変数の変動が評価に与える影響に関する開示も増加しています。

今回の分析ではまた、公正価値開示でさらなる改善が求められる分野が明らかとなりました。

- ・ 評価手法の開示はより包括的に行われ、使用された前提に関する議論やさまざまな市場環境下におけるこれらの変化についてはより詳細に開示されるべきである。
- ・ 公正価値法と観測不能なインプットの損益計算書に対する影響が数値的に開示されるべきです。この開示をしていない銀行もあり、その様式にもばらつきがあり、その手法と前提に関する説明もされていない。
- ・ 公正価値で計上されていない金融商品の公正価値に関する開示は曖昧であり、基礎となる評価方法あるいは公正価値と帳簿価格との差異の原因に関する納得のいく分析が開示されていない。

公正価値の議論の渦中で、変化をもたらす強い力を持つのは、国際基準設定機関と監督当局である。IASB と米国証券取引委員会 (SEC) は、繰り返し公正価値を支持し、現行ガイダンス改善の可能性について議論しています。特に IFRS 第 7 号の公正価値の開示要件の改正案に関する最新情報は、今年末までに公表が予想されます<sup>(注)</sup>。PwC では、金融商品の価値の決定と報告に

あたり、公正価値が引続き利用可能な最良の手法であると考えています。しかしながら、それに関する開示の改善作業は、公正価値ガイダンスの適用方法に関して透明性が確保されるように引き続き努力する必要があります。

(注) IASB では、2008 年 10 月、Improving Disclosure about Financial Instruments ( Proposed amendment to IFRS 7)を公表している。

## ストラクチャードファイナンス

最近の市場混乱により、現行の規制フレームワークの不備が明らかとなりました。ストラクチャードファイナンスは、国際政策立案者にとって今や最も重要なテーマです。IASB、SEC、米国会計基準審議会 (FASB)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、欧州経済・財務相理事会 (ECOFIN) は、例外なくストラクチャード商品関連の現行規制とオフバランスエンティティーの取扱いに関する見直しに焦点を当てた取り組みを行うことを発表しました。

2005 年調査においては、ストラクチャードファイナンス関連の開示の範囲と詳細度は不十分であり、概して、銀行が組成したストラクチャードファイナンス業務の全貌と内在するリスクを開示していないことを明らかにしました。今回の調査では、最近の市場混乱により影響を受けた業務と関連するストラクチャー(例 ストラクチャード投資ビークル、債務担保証券等)に焦点を当てた新たな開示が加わったことで改善が見られたことが分かりました。しかし、この改善も調査対象銀行間でばらつきがあり、市場混乱による影響が相対的に軽度であった業務に関する開示は、前回調査からあまり進歩していません。

一般論として、ストラクチャードファイナンス業務のタイプ、対象範囲、複雑性に関する開示は依然として多様です。オン/オフバランス分析、借入済みやコミットされた枠を含む詳細な個々の必要性に応じた定量的情報を開示している銀行もあれば、一業務に関する短い定性的情報しか(あるいは全く)開示しない銀行もあります。したがって、財務諸表利用者にとって、依然銀行のストラクチャードファイナンス業務に関するエクスポージャーとリスクを完全に評価することは困難であるかもしれせん。

今回の報告では、飛躍的に透明性を高めると PwC が考える開示の改善案をいくつか提示しました。この提案の多くは、FSF、シニア・スーパーバイザー・グループ (SSG)、欧州銀行監督機関委員会 (CEBS) が最近発行した報告書に記載されたものと性格を同じくしています。この提案が今後数年にわたりどのようにガイダンスの改正案に影響を与えていくかを関心をもって見守りたい。この過程においては、透明性向上を目的とした追加的ガイダンスの導入によって、利用者がかえって閉口させられ、最終的に銀行の真のリスクエクスポージャーが見えにくくなってしまいうような、煩瑣で過剰な開示要件とならないように注意しなければなりません。

## リスク管理

2005 年調査の結論は、調査対象銀行全般にその管理するリスクの性格と範囲に関する透明性に欠けているということでした。当時は IFRS 第 7 号の適用開始によりこの分野の開示は格段の改善を示すことが広く期待されていました。新基準導入に際し、IASB の David Tweedie 議長は、「IFRS 第 7 号適用により金融商品から発生するリスクに関する開示は著しく透明性を増すことになるだろう。これは「IAS 第 1 号 財務諸表の表示」の新しい要件との相乗効果で投資家をはじめとした財務諸表利用者に対する情報の質を向上させ、そのリスク対リターンの判断に有益な情報を提供することになる」と述べました。

しかし、今回の調査結果は、IFRS 第 7 号の適用開始が直ちにリスク管理開示の透明性改善に繋がらなかったことを示しています。調査に参加したほとんどの銀行は、この機会を捉えて真に包括的で明確なリスク管理の実態を開示することはせず、単に IFRS 第 7 号の最低要求事項を満たすことに注力することを選択しました。これら最低要求事項の多くは、中でも定量的性格を持つ事項は、銀行が当該リスクを管理する手法と直結していません。その結果、繋がりの悪い開示となっており、実態を必ずしも明確には表現できておらず、IASB が提唱している「経営者の視点に立つて」との考えとも完全に調和しないものとなってしまっています。

IFRS 第 7 号の適用開始に至るプロセスが課題の多いものであったことは確かです。IFRS 第 7 号の適用初年度の情報収集に必要とされるオペレーションやシステム面の改善が相当規模に達しましたが、そのことが 2007 年度年次報告書におけるリスク管理開示の有効性を不十分とさせた原因かもしれません。基準の解釈には当初想定されたよりはるかに広範にわたったり、結果的に一部銀行で基準の適用開始を数期にわたり先延ばしし、初年度は最低要求水準の開示にとどめ、2 年目以降に開示の精度向上と範囲拡大を目指すことにした理由であったのかもしれませんが。

多くの欧州の銀行は、業界へのプレッシャーとバーゼルⅡ第三の柱の要求があることから、ごく近い将来におけるリスク管理開示の質に良い影響を受けることが予想されます。銀行もリスク感応度とリスク選好の説明に慣れ、また同業他社に対するベンチマーキングも可能になると、開示に関しより戦略性に富み、確固たるアプローチを採用するようになるでしょう。しかし、このプロセス自体は明らかに進化していくものであり、リスク管理の開示に関するコンセンサスが形成されるまでにはまだ時間がかかるでしょう。

## 結論

リスク管理と公正価値測定と開示に関する新しい財務報告基準の適用開始時期は、まさに最先端を行く金融市場の激動期とぶつかってしまった。市場混乱の真っ只中で銀行のリスク管理、評価、開示慣行の健全性に対する懐疑心は広まってしまい、投資家の信頼に悪影響を及ぼし、調

達市場における流動性不足という事態を惹起しました。

IFRS 第 7 号に対するプリンシプルベースの「経営者の視点を通じて」というアプローチにより、IASB は銀行に対して金融商品開示に能動的かつ強固なアプローチをとるべしとの重責を負わせました。IASB は、銀行が所与の市場情勢の下で市場関係者に最も重要な情報を開示するという柔軟性を与えました。おおむね銀行は市場混乱の影響が最大であった多くの分野に関する開示を活発化、拡大することによりこれに応えました。これについては、プラス・マイナス両面の結果が現われました。われわれの前回調査と比較して開示の質と範囲に関し全般的な改善がなされましたが、改善の程度は調査対象銀行間で相当のばらつきが見られました。多くの場合、追加された定量的および定性的開示は相互に充分に関連付けられていなかったため銀行の業績に関する一貫した報告となっておらず、結果として透明性向上は達成されていませんでした。市場混乱の影響が相対的に軽微であった分野に関する開示もまた、概して以前から進歩を見せていませんでした。

現在の開示の実態に関するバラつきと限界があることにより、FSF のような監督機関やユーザーグループから繰り返し言われているように、現行ガイダンスは近い将来強化されなければならないであろうことは明らかなです。銀行も、新基準の要求に慣れ、市場混乱を通じて得た教訓を活用することにより、対象分野に関する報告プロセスやこれと関連したコントロールを改善して行くと予想されます。開示の実務とプロセスの進化の過程を通じて、銀行業界がベストプラクティスに関して形成していくコンセンサスが、最近の市場混乱が将来の財務諸表の透明性に与える影響を最終的に決定することになるでしょう。

以 上